

■計画期間の考え方

- ・本市では「障害者計画」及び「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体的に定める計画として、「川越市障害者支援計画」を策定しています。
- ・国の「基本指針」¹では市町村は原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定することとされています。
- ・上位計画である「第四次川越市地域福祉計画」は令和8年度末をもって期間満了を迎えます。

上記を踏まえ、次期計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

【参考：国・県・市の計画期間比較表】

	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
国	第4次障害者基本計画					第5次障害者基本計画						
県	第5期埼玉県障害者支援計画		第6期埼玉県障害者支援計画			第7期埼玉県障害者支援計画						
市	第四次川越市総合計画(H28-R7)											
	第三次川越市地域福祉計画(H28-R2)		第四次川越市地域福祉計画									
	川越市障害者支援計画 ・第五次障害者計画 ・第五期障害福祉計画 ・第一期障害児福祉計画		川越市障害者支援計画 ・第六次障害者計画 ・第六期障害福祉計画 ・第二期障害児福祉計画			川越市障害者支援計画 ・第七次障害者計画 ・第七期障害福祉計画 ・第三期障害児福祉計画						

■今後について

・「計画策定等における地方分権改革の推進について」(令和5年3月31日閣議決定)では、地方の事務負担の軽減のため、各府省は計画等の策定を地方公共団体に求める場合、その内容や手続き、計画期間の設定は各地方公共団体の判断に委ねることが原則とされました。また、本閣議決定では、見直しのための十分な期間を確保するため、短期の計画期間(1~3年)は避けることとされています。そのため、次々期の計画策定にあたっては、今後計画期間等の見直しが見込まれる「基本指針」の内容を踏まえ、計画期間の延長も含めた見直しを検討します。

¹ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)